

# BTMU Global Business Insight

## Asia & Oceania

November 29, 2013

三菱東京UFJ銀行 国際業務部



1. 2013年インド会社法改正のポイント（第1回）「みなし公開会社と一人会社」
2. シンガポールの間接税
3. 政治・経済・産業トピックス
4. 主要国の経済指標

## 1. 2013年インド会社法改正のポイント（第1回）「みなし公開会社と一人会社」

### ■ インド新会社法の動向

世界第2位の人口(約12億人)を擁し、潜在的な巨大市場として内外の投資家の期待を集めるインドで、2013年8月29日に、約半世紀ぶりに全面改正された2013年インド新会社法(以下「新会社法」という)が成立した。一部の条項については既に施行されており、新会社法の細部を規定する規則についてもドラフトが公表され、現在パブリック・コメントの手中である。大きく改正された新会社法の中でも、特に今後インドに進出する日本企業に影響が大きい、あるいは関心が高いと思われるポイントについて、3回連載で解説する。第1回(本稿)は「みなし公開会社」と「一人会社」について取上げる。

### ■ みなし公開会社

「みなし公開会社」とは、「非公開会社」(Private Limited Company)として設立された会社であっても、会社法上の一定の要件を充たす場合は「公開会社」と看做され、公開会社に準じたコンプライアンス規定の遵守が求められる会社を意味する。

#### (1) 旧会社法

##### (a) みなし公開会社への該当性

旧会社法<sup>1</sup>においては、「外国の親会社がインド会社法に照らして公開会社に該当すれば<sup>2</sup>、インドの子会社は単体として見れば非公開会社の要件を充たす場合であっても、公開会社とみなされる」という規定が存在した(旧会社法第4条7項本文)。もっとも、「インドの子会社の株式すべてが外国の会社に保有されている場合は、当該子会社は公開会社とみなされない」という例外も同時に規定されていた(旧会社法第4条7項但書)。そこで、100%出資(いわゆる独資)でインドに進出する日本企業の多くは、この例外規定に基づき「インドの子会社の全ての株式を日本の本社及びインド国外の関連子会社で引き受ける<sup>3</sup>ことにより、

<sup>1</sup> 1956年インド会社法(The Companies Act, 1956)

<sup>2</sup> 詳細は割愛するが、旧会社法に照らした場合、日本企業のほとんどが「公開会社」に該当することになる。

<sup>3</sup> 1956年インド会社法においては、非公開会社の株主の数を2名以上と規定していたため、日本の親会社がインドの子会社の株式を100%引き受けるという事は法律上認められていなかった(旧会社法第12条第1項参照)。

みなし公開会社への該当性を回避する」という対策を講じてきた。しかしながら、インド企業との合併による進出は、みなし公開会社への該当性を回避することが困難であった。日本企業側が株式の過半数を保有するケースでは、当該日本企業自体がインド会社法上「公開会社」に該当し、かつ、合併会社自体が前記の旧会社法第4条7項但書の要件を充足せず、また、インド企業側が合併会社の株式の過半数を保有するケースも、当該インド企業が公開会社ならば、旧会社法第3条1項4号(c)に「非公開会社でない会社の子会社である非公開会社を公開会社とする」旨規定されているため、いずれのケースも合併会社はみなし公開会社とされてしまうためである。

## (b) みなし公開会社に該当した場合の問題点

みなし公開会社に該当した場合、非公開会社であっても公開会社に準じたコンプライアンス規定の遵守が求められることは、前述のとおりである。しかしながら、実務上の一番のリスクは、旧会社法上、みなし公開会社が遵守すべき規定が明確ではなく、インド人弁護士等の会社法実務関係者の間でも見解が分かっていたという点にあった。

## (2) 新会社法

### (a) 改正のポイント

新会社法においても旧会社法同様、「非公開会社ではない会社の子会社は、たとえ当該子会社自身が非公開会社であっても、本法の趣旨において公開会社とみなされなければならない」旨規定されている(第2条71項但書<sup>4</sup>)。

しかしながら新会社法には、前述・旧会社法第4条7項本文のような「親会社が外国企業の場合に、そのインド子会社のみなし公開会社への該当性を認める」旨の規定が存在しない。そのため現時点では、「新会社法第2条71条但書の非公開会社ではない会社に、外国企業は含まれない」という解釈が、インド人弁護士等会社法の実務関係者の間で有力である。このような解釈に拠って立つ限り、日本企業がいわゆる独資でインドに子会社を設立する場合はもちろん、インド企業と合併で子会社を設立する場合も当該合併子会社がインド側パートナー企業の子会社<sup>5</sup>に該当し、かつインド側パートナー企業が公開会社である場合を除き、子会社はみなし公開会社に該当しないことになる。そのため新会社法の下では、日本企業はみなし公開会社への該当性を回避しつつ、より柔軟なインド進出形態(独資か合併か)を選択することが可能になると予想される。

### (b) 新会社法では非公開会社のコンプライアンスは軽減されるか

旧会社法においては、みなし公開会社に該当しない純粋な「非公開会社」であれば、その事業規模にかかわらず、コンプライアンス規定の遵守義務が軽減されていた。

しかし、新会社法第462条1項は、「新会社法中の条文の適用の有無につき、中央政府の通達によって特定の種類の会社に適用されない、またはされることを命ずることができる」旨規定している上に、多くの条

<sup>4</sup> 一部の条項については、2013年9月12日付の官報にて、同日付で施行されることが発表されており、みなし公開会社の定義規定である第2条71項但書もこれに含まれている。したがって、みなし公開会社への該当性については、新会社法が適用されることとなる。

<sup>5</sup> 新会社法においては、親会社が子会社の取締役会の構成を支配している場合、または子会社の全株式資本の過半数を親会社のみ、または親会社の他の子会社(複数でも可)と共に行使または保有する場合、その子会社は、新会社法上「子会社」と定義されている(第2条87項)。なお「支配」には、株式の保有、経営権、株主間契約、議決権行使契約、その他一切の方法により、直接的か間接的、単独か共同行使かを問わず、取締役の過半数を選任する権利、または、経営もしくは方針決定を支配する権利が含まれる(第2条27項)。

文には「別途規則において規定される種類の会社に適用される」旨を定める条項が存在している。したがって、これまでのように、「非公開会社であればその事業規模に関係なくコンプライアンス規定の遵守義務が軽減される」とは、単純に言い切れない可能性が生じている。もっとも、具体的なコンプライアンス規定の遵守義務の内容や程度に関しては、新会社法全体が施行され、中央政府による通達及び施行規則の発布により初めて明確となるため、引続き新会社法並びに関連する規則等の内容や、施行状況等を注視して行く必要がある。

## ■ 一人会社 (One Person Company)

「一人会社」(One Person Company)は、新会社法において新たに導入された概念であり、株主が1名のみの会社と定義されている(新会社法第2条第62項)。

### (1) 旧会社法は一人会社が認められていなかった

旧会社法においては、非公開会社における最低株主数は2名、公開会社における最低株主数は7名とされていたため(旧会社法第12条1項)、インド会社法上、いわゆる完全子会社(親会社の子会社の株式の100%を単独で保有する形態の会社)を設立することは、認められていなかった。

### (2) 新会社法における一人会社の新設～いわゆる完全子会社が設立可能となるか

新会社法では、第3条1項で非公開会社及び公開会社における最低株主数をそれぞれ2名、7名と規定する一方、別途、株主数を1名とする「一人会社」の概念が新設された。一人会社は、財務諸表の一部作成義務の免除や、定時株主総会の開催義務の免除等、非公開会社と比較してもコンプライアンス規定の遵守義務が軽減されている。

新会社法の改正案が発表された当初、日本企業の間ではこの一人会社の概念について「インドで株式の100%を親会社が単独で保有する完全子会社の設立が認められる可能性」があるのではないかという点に期待が集まっていた。しかしながら、現在公表されている「2013年会社法規則案」(Draft Rules under Companies Act, 2013)には「インド国民及びインド居住者<sup>6</sup>である自然人のみ、一人会社を設立する資格がある」と明確に規定されている。つまり、この規則案がそのまま施行された場合は、インドにおいて非居住者である外国人や法人は一人会社を設立することができず、日本企業の期待は肩透かしを食らうことになる。

なお、一人会社を定義する新会社法第3条1項(c)はまだ施行されておらず、会社法規則案も現在パブリックコメントの手中である。したがって、上記条項も今後修正される可能性もない訳ではないため、引続きその内容や施行状況等を注視して行く必要がある。

(以上)

記事提供：弁護士法人マーキュリー・ジェネラル

弁護士 坂元 英峰 / 弁護士 山下 昌彦(インド・デリー駐在)

弁護士法人マーキュリー・ジェネラル：平成15年3月1日開設、平成19年12月19日法人化。国内の日系法律事務所としては唯一インド共和国法外国法事務弁護士が所属、日印両国において、インドに進出する日本企業をサポート。

<sup>6</sup> インド居住者とは、直近の一会計年度中182日以上インドに滞在している者を意味する旨、規則案において説明されている。

## 2. シンガポールの間接税

### ■ はじめに

日本では消費税率の引き上げが話題になっていますが、シンガポールにも日本の消費税と同様、VAT の一種である GST と呼ばれる間接税があります。本稿では、シンガポールの間接税について説明します。

### ■ GST(Goods and Services Tax)について

GST は納税義務者によりシンガポール国内で行われる財貨またはサービスの提供、あるいはシンガポール国内への財貨の輸入に対して課される間接税です。各納税義務者が売り上げなどに対して受け取った GST と仕入れなどに対して支払った GST の差額を税務当局に納税することにより、消費者が負担した GST 相当額が納税されます。原則として、Input Tax は Output Tax より控除することができますが、Input Tax を Output Tax が超える場合には、GST 当局より還付を受けることになります。なお、納税義務者とは、年間の課税売上高が 100 万 S ドルを超える事業者で、GST の課税業者として登録した者をいいます。

年間の課税売上高が 100 万 S ドル以下の事業者も、課税業者として任意に登録することができます。輸入業者など課税免除取引の多い事業者が登録を行います。ただし、一度登録した場合、最低 2 年間は課税業者であり続けることが必要です。

GST はインボイス方式を採用しており、課税業者は取引相手に GST を課す場合、必ずタックスインボイスと呼ばれる請求書を交付します。GST の申告書も各取引は原則としてタックスインボイスによって証明されることが必要です。この点、GST については税務当局が直接調査を行うので注意が必要です。

GST においては課税業者の取引は以下の通りに区分され、異なる取り扱いが規定されています。

- (1) 標準課税取引(7%) :シンガポール国内で行う財貨またはサービスの提供、財貨のシンガポールへの輸入など
- (2) 課税免除取引(0%) :財貨の輸出、国際的なサービス提供など
- (3) 非課税取引(なし) :住宅用不動産の販売または賃貸、金融サービスなど
- (4) 課税対象外取引(なし) :継続事業の売却、三国間取引など

シンガポールの GST の課税期間は原則 3 カ月ごとで、1 年に 4 回申告します。課税業者は各課税期間終了後 1 カ月以内に GST の申告・納付を行わなければなりません。また、GST の認識のタイミングは財貨またはサービスの提供者がタックスインボイスを発行したとき、もしくは財貨またはサービスの提供者が対価を受領したときのいずれか早い方とされています。ただし、売り上げが 100 万 S ドルを超えない企業に対してはキャッシュ・アカウンティングスキームを適用することができます。キャッシュ・アカウンティングスキームは小規模企業のキャッシュ・フロー面のサポートのため、GST の認識のタイミングを財貨またはサービスの提供者が対価を受領した時点まで引き延ばすことができる制度です。

### ■ GST の優遇税制

シンガポールは東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国の販売や物流の統括拠点として機能している側面があり、この機能を促進させるためメジャー・エクスポーター・スキーム(MES)やゼロ GST 倉庫スキーム(ZGS)といった輸出業者に対する優遇税制が設定されています。

## 〈メジャー・エクスポーター・スキーム〉

シンガポール国内で輸入を多く行う輸出業者は、輸入時に GST (Input Tax) が課税され、一方、輸出は免税となるため、後日支払った GST の還付を受けることになります。後日還付を受けるとはいえ、輸入時に支払う GST は、輸出業者のキャッシュ・フローの負担になります。そのため、税務当局に MES の申請を行い、承認を得た場合には、輸入時の GST が免除されます。すなわち、MES は輸入を多く行う輸出業者をキャッシュ・フロー面でサポートするために設けられたスキームといえます。

上述したように、MES のステータスを取得するためには税務当局への申請が必要です。その際には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 直近の決算期または過去 12 カ月間における、輸出免税の対象となる売り上げが総売上の 50% 超または 1,000 万 S ドル超であること
- ・ 良好な内部統制と適切な会計記録を有すること

MES の申請に当たっては、税務当局から輸入に係る GST の支払い保証を銀行もしくは他の金融機関より入手することを要求される場合があります。また、MES ステータスは 3 年ごとに更新手続きを行うことが必要です。通常は、申請が承認された日から 3 年間適用され、その後、税務当局から更新手続きのためのチェック・リストが送られてきます。適用期間中に要件を満たさなくなった場合は、税務当局に通知しなければならず、MES ステータスは取り消されます。

## 〈ゼロ GST 倉庫スキーム〉

ZGS のライセンスを取得した物流事業者は、倉庫に商品を搬入する場合、商品を輸入した時点での GST 納付が猶予され、商品が倉庫から搬出され国内消費に提供される際にのみ GST を納付すればよいこととなります。この制度は、フリー・トレード・ゾーン (自由貿易地区) のような GST がかからない場所を認める制度です。ZGS を取得するためには、シンガポール税関に申請する必要があります。申請のためには、GST の登録業者であること、安全措置が取られている倉庫を保有する事業者であること、適切な会計記録を残していることなどの要件を満たしていることが必要です。

## 〈輸入 GST 繰り延べスキーム (IGDS)〉

IGDS は MES と同様にキャッシュ・フローの負担を軽減する目的で導入された制度で、特定の要件を満たす輸入業者は IGDS を申請することにより、輸入時の GST の支払いを GST 申告書提出時まで繰り延べることができます。

(以上)

記事提供: フェアコンサルティング シンガポール  
公認会計士 須田 和路

FAIR CONSULTING GROUP: 海外進出、現地法人の管理など国際税務や移転価格税制、クロスボーダー M&A などの国際業務に特化した会計系コンサルティングファーム。

## 3. 政治・経済・産業トピックス

### 【経済・産業】

#### ■ (インドネシア)ー自動車販売好調、エコカーが牽引

インドネシア自動車製造業者協会(ガイキンド)の統計によると 10 月の新車販売台数(出荷ベース/確定値)は、前年同月比+5%の 112,038 台、1-10 月の累計では前年同期比+11%の 1,020,389 台となった。ガイキンドは、好調なエコカー販売に支えられ、通年では 120 万台に達し、過去最高記録を更新すると見込んでいる。

#### ■ (ミャンマー・タイ)ーダウエー開発で枠組み合意

将来の生産・物流拠点として期待されているミャンマー南部ダウエー経済特区開発事業について、ミャンマーとタイの合同委員会が 21 日に開催された。両国が 50%ずつ出資する特別目的事業体を中心となって開発を進める「枠組み合意」が調印された。尚、ミャンマー軍政時代に開発を受注したものの、その後必要な資金の調達に難航していたタイの大手ゼネコン(ITD 社)が契約を解消。今後改めて国際入札が行われる見込み。

### 【政策・制度・規制】

#### ■ (タイ)ー2.2 兆バーツの大型インフラ整備事業に関わる予算の借入れ法案が上院を通過

タイ上院は 20 日、インラック政権が推進する 2.2 兆バーツ(≒6.9 兆円)の大型インフラ整備事業に関わる予算の借入れ法案を 63 対 13 で可決した。同事業は 2020 年までの 7 年間で、全国の鉄道・道路・港湾・空港などを整備するもの。最大野党民主党は、国の債務が膨張がすることに加え予算外の借入は議会のチェックが及ばないとして強く反対。同法案は違憲であるとして、改めて憲法裁判所に訴える構えを見せている。

#### ■ (カンボジア・ラオス)ー安倍首相カンボジア・ラオスを歴訪

安倍首相は 16~17 日、カンボジア並びにラオスを訪問し、それぞれ安全保障面で相互に協力関係を強化して行くことを確認した。また、カンボジアのフン・セン首相との会談(16 日)では、教育・人材育成、保健医療分野など、またラオス、トンシン首相との会談(17 日)ではビエンチャン国際空港ターミナル拡張事業、貧困対策などに対する日本の支援を表明した。

#### ■ (ベトナム)ー2014 年の最低賃金確定、引上げ幅は 14.3~16.7%

ベトナム政府は、2014 年の法定最低賃金決定した。現行月額 235 万ドン(≒111 米ドル)の第 1 地域(ハノイ、ホーチミンなどの大都市圏)は、+14.9%の 270 万ドン(≒127 米ドル)となったほか、第 2 地域は同+14.3%の 240 万ドン、第 3 地域は+16.7%の 210 万ドン、経済的に発展が遅れている第 4 地域は+15.1%の 190 万ドンとなった。

#### ■ (オーストラリア)ー日豪EPA交渉加速、来年前半の合意めざす

オーストラリアのロブ貿易・投資相は 19 日、日本との経済連携協定(EPA)交渉について「両国の政権は合意に向け強い意志を共有している」と述べ、交渉妥結への期待を表明。来年半ばに予定されている安倍首相の豪州訪問時の調印を目標に、来年前半の合意を目指す意向を示した。

## 4. 主要国の経済指標

マレーシア	単位	2012	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	5.6	4.3	5.0			前年(同期)比
インフレ率	%	1.6	1.8	2.2	2.6	2.8	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	30,772	2,666	5,730	2,665		
経常収支	百万米ドル	18,566	831				
市場金利	%	3.21	3.20	3.21	3.21	3.21	銀行間(3カ月物)、期末値
外国為替相場	対米ドル	3.089	3.071	3.240	3.250	3.175	期中平均
株価		1,688.95	1,773.54	1,768.62	1,768.62	1,806.85	クアラルンプール総合指数、期末値

(出所: マレーシア中銀、CEICなど)

タイ	単位	2012	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	6.5	2.8	2.7			前年(同期)比
インフレ率	%	3.0	2.3	1.7	1.4	1.5	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	6,015	-497	5,033	2,561		
経常収支	百万米ドル	-1,470	-6,664	-888	-534		
政策金利	%	2.75	2.50	2.50	2.50	2.50	翌日物レポ金利、期末値
外国為替相場	対米ドル	31.07	29.86	31.45	31.67	31.20	期中平均
株価		1,391.93	1,451.90	1,383.16	1,383.16	1,442.88	SET指数、期末値

(出所: タイ中央銀行、国家経済社会開発委員会、CEICなど)

インドネシア	単位	2012	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	6.2	5.8	5.6			前年(同期)比
インフレ率	%	4.3	5.6	8.6	8.4	8.3	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-1,659	-3,107	-2,915	-657		
経常収支	百万米ドル	-24,074	-9,848	-8,449			
政策金利	%	5.75	6.00	7.25	7.25	7.25	BI金利、期末値
外国為替相場	対米ドル	9,388	9,803	10,671	11,318	11,163	期中平均
株価		4,316.69	4,818.90	4,316.18	4,316.18	4,510.63	インドネシア総合指数、期末値

(出所: インドネシア中央銀行、CEIC、Bloombergなど)

ベトナム	単位	2012	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	5.3	5.0	5.5			前年(同期)比
インフレ率	%	9.1	6.6	7.0	6.3	5.9	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	749	-1,203	895	-88	-200	
経常収支	百万米ドル	9,062					
政策金利	%	9.00	7.00	7.00	7.00	7.00	リファイナンスレート、期末値
外国為替相場	対米ドル	20,873	20,968	21,158	21,129	21,109	期中平均
株価		413.73	491.04	492.63	492.63	497.41	VN指数(ホーチミン)、期末値

(出所: ベトナム統計局、中央銀行、IMF、CEICなど)

フィリピン	単位	2012	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	6.8	7.5				前年(同期)比
インフレ率	%	3.2	2.6	2.4	2.7	2.9	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-10,031	-1,754				
経常収支	百万米ドル	7,126	2,484				
市場金利	%	0.20	0.90	0.87	0.87	0.00	TB、期末値
外国為替相場	対米ドル	42.23	41.78	43.68	43.83	43.18	期中平均
株価		5,812.73	6,465.28	6,191.80	6,191.80	6,585.38	フィリピン総合指数、期末値

(出所: CEIC、IMFなど)

インド	単位	2012	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	備考
実質GDP成長率	%	5.0	4.4				前年(同期)比
インフレ率	%	7.3	4.8	6.1	6.5	7.0	卸売物価指数(WPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-194,266	-50,050	-29,818	-6,760		
経常収支	百万米ドル	-87,843	-21,772				
政策金利	%	7.50	7.25	7.50	7.50	7.75	レポレート、期末値
外国為替相場	対米ドル	54.41	55.93	62.18	63.75	61.56	期中平均
株価		18,835.77	19,395.81	19,379.77	19,379.77	21,164.52	ムンバイSENSEX指数、期末値

(出所: RBI、中央統計局、CEICなど)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザリーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部 教育・情報室  
(照会先) 橋本 隆城

(e-mail): [takaki\\_hashimoto@mufg.jp](mailto:takaki_hashimoto@mufg.jp)

(TEL): 03-6259-6311